「疾病、傷害及び死因分類」の補助分類改訂について

1. ICD-DA日本語版の作成

(1) ICD-DA (Application of the International Classification of Diseases to Dentistry and Stomatology: 国際疾病分類 歯科学及び口腔科学への適用)

世界保健機関(WHO)により定められたICD(「疾病及び関連保健問題の 国際統計分類:International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems」)の補助分類として、これまでに第3版まで作成されている。

- ○第1版は、ICD-8 (第8回修正)の補助分類として、昭和44 (1969)年にコペンハーゲン大学病院歯科学講座が作成、昭和48 (1973)年にWHOよりWHO版として発刊。
- ○第2版は、昭和53(1978)年にICD-9(第9回修正)の補助分類として、WHOが作成。
- ○第3版は、平成7 (1995)年にICD-10 (第10回修正)の補助分類 として、WHOが作成。

(2) 日本語版作成の経過等

厚生省に設置された厚生統計協議会第四部会(疾病・傷害及び死因統計分類の検討を担当)のもとにICD-DA専門委員会(委員長 高石昌弘 大妻女子大学教授)を設置し、日本歯科医学会の協力により作成した日本語原案に基づき作業を行い、計4回の討議を経て日本語版を作成した。

なお、作成の過程で、WHOが当初の解釈を変更した部分のあることが明らかとなったため、「疾病、傷害及び死因分類」の当該部分について、平成13年7月23日に改正が告示(別紙)され8月1日から施行される。

2. ICD-NA日本語版の作成

(1) ICD-NA (Application of the International Classification of Diseases to Neurology: 国際疾病分類 神経疾患への適用)

世界保健機関(WHO)により定められたICD(「疾病及び関連保健問題の国際統計分類:International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems」)の補助分類として、これまで第2版まで作成されている。

- ○第1版は、ICD-9(第9回修正)の補助分類として、昭和60(1985)年にWHOが作成。
- ○第2版は、ICD-10(第10回修正)の補助分類として、平成9(1997)年にWHOが作成。

(2) 日本語版作成の経過等

厚生省に設置された厚生統計協議会第四部会(疾病・傷害及び死因統計分類の検討を担当)のもとにICD-NA専門委員会(委員長 大國真彦 日本大学名誉教授)を設置し、事務局において作成した日本語原案に基づき作業を行い、計4回の討議を経て案を作成した。

.1

官



財務省印刷周発行

示

び死因分類を定める政令(昭和二十六年政令第百 〇総務省告示第四百六十三号 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、

する。 の件(平成六年総務庁告示第七十五号)の一部を び死因に関する分類の名称及び分類表を定める等 次のように改正し、平成十三年八月一日から施行 二十七号)第三条の規定に基づき、疾病、傷害及

平成十三年七月二十三日 総務大臣 片山虎之助

表」の項中「K04.6 囲腹瘍」や「K04.6 以、「K04.7 傷害及び死因の統計分類基本分類 渡(孔)を伴わない根尖周囲膿 上顎洞に関係のない根尖周囲膿 瘻(孔)を伴う根尖周囲膿 上顎洞に関係のある根尖周

を「K04.7 に改める。